

第2章 工事の施工等

第1節 施工

下-4-2-1-1 下水道施設内の施工

受注者は工事の施工にあたり、事前に施設管理者と工事施工に関して協議を行い、施設の維持管理業務に支障を与えないよう、必要な措置を講じなければならない。

下-4-2-1-2 監督職員の検査

受注者が施工及び工場製品等の監督職員の検査を受ける場合は提出資料「様式-2」を監督職員に提出する。

下-4-2-1-3 近隣対応等

受注者は工事の着手にあたり、近隣住民等へ工事内容を周知し、説明にあたらなければならない。周知時期、配布資料等については監督職員の指示による。

下-4-2-1-4 第三者に及ぼす損害の防止等

- 1 受注者は工事の施工について、第三者に及ぼす損害を防止するため、必要な措置を講じる。
- 2 工事請負契約書第29条2項について、設計図書に「工事の施工に伴い避けることのできない事由による家屋等第三者の施設の損害補償に関する契約付加条項」の添付がある場合は同条項の適用による。

下-4-2-1-5 安全管理

受注者は建設工事公衆災害防止要綱建築工事編、建築工事安全施工技術指針を参考にして、常に工事の安全に留意し災害の防止を図らなければならない。なお、要綱及び指針は最新版によらなければならない。

下-4-2-1-6 工事目的物及び備品等の引渡し

工事目的物の引渡しは共通編に定める様式による。工事目的物に付随する鍵、備品、取扱い説明書等は提出資料「様式-4」、「様式-5」を監督職員立会いの上、施設管理者へ提出する。鍵収納箱の有無は特記による。